

座間市教育委員会臨時会会議録

1 開 会 日 令和5年10月2日（月）

2 場 所 座間市役所5階教育委員会室

3 出席委員 教育長 木島 弘  
 教育長職務代理者 鈴木 義範 委員 北村 美奈子  
 委員 有山 周一 委員 馬場 悠男

4 出席職員 教育部長 安藤 誠 教育総務課長 高木 力  
 就学支援課長 野澤 慎 保健給食担当課長 東 真  
 教育指導課長 下斗米 淑子 教育研究所長 石田 正行  
 生涯学習課長 吉野 芳絵 図書館長 飯田 京子

5 書 記 教育総務係長 佐藤 雄一 教育総務課主事 岡崎 郁弥

6 開会時刻 午前9時20分

7 議 案

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	46	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認

8 閉会時刻 午前9時31分

木島教育長 それでは、ただいまより座間市教育委員会臨時会を開会いたします。  
お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 それでは、会期は10月2日今日一日といたします。

次に、座間市教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に北村委員と有山委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

続きまして、本日の議案に移る前に、教育委員会委員の任命について御報告いたします。令和5年座間市議会第3回定例会において、教育委員会委員の任命に係る議案が可決されたことにより、引続き馬場委員をお願いすることとなり、先ほど市長から選任辞令が交付されました。ここで、馬場委員から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

馬場委員 私は随分長い間、教育委員として務めることができ、こんな幸せはないと考えております。

振り返ってみますと、59歳になった時に、64歳まで現役なのでかなり忙しくて、どれだけのことができるか分からないのですが、お引き受けしました。

もちろん、初めの1、2年は私も何が何だかよく分からないので、かなり静かにしておりました。会議に出させていただき、それからできる限り学校訪問にも出させていただき、座間の教育の現状が徐々に分かってきました。それから多少、私自身の意見も申し述べさせてもらう機会もございまして、とうとう19年になります。

私は1歳の時からここで育ち、隣の庵先生に赤ん坊の時から診てもらい、それから座間小学校に通って、帰りに魚や蛇を捕まえてと、そういう生活をして郷土に親しみ、育ちました。

その後、社会人になってからは千葉大だとか獨協医大に就職したり、色々あって少し座間から薄れたのですが、教育委員にさせていただいたおかげで、もう一度座間を見直して、こんなに素晴らしいところだって分からせてくれて、座間のため多少でもお役に立てれば幸いと思い、ある程度私なりの努力をしました。その努力に、どれだけ効果があったかは分かりませんが、座間のために何らかの貢献ができたことは、私の人生にとって極めて大きな出来事です。特に定年退職してからは、私の生きがいの一つです。老人救済のために、こんなに素晴らしいことはないんです。要するに、何かやることを与えて、それなりの自己肯定感を持たせてやるというのは素晴らしいことで、更に4年間続けさせてもらえることになったと、これは私にとって無上の幸せでございます。時々、ちらっと暴走することもあるかもしれませんが、その時は

お叱りくださってですね、お仲間に加えていただいて、皆さまと一緒に過ごさせていただければ幸いと思っております。これからもどうぞよろしくお願い申し上げます。

木島教育長 ありがとうございます。先ほどお話をされていて、エジプトから帰って来られて、すぐに大仙へ行っていただきました。その後、高校の同窓会の幹事をされて、そしてすぐに札幌に行って、歯科医師の方たちを相手に講演会をされて戻ってきたということです。そこでは、座間市のかみかみ献立の素揚げの話もしていただいたということでした。この後、山口に行って、福岡に行くと講演会が続いているということで、大活躍の先生です。

そんな先生を座間市の教育委員として、またお迎えできたことが大変誇りに感じていますし、色々な立場で御意見を言っていただいて、座間市の教育を更に良いものにしていきたいと改めて感じております。馬場委員、どうぞよろしくお願いいたします。

木島教育長 次に、教育長職務代理者の指名について御報告いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長が欠けた場合には、あらかじめ指名されている委員がその職務を行うこととなっております。この教育長職務代理者として、令和5年10月1日付けで、鈴木委員を指名させていただきました。よろしく願いいたします。

なお、教育長職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務執行の部分につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第4項及び座間市教育委員会教育長職務代理者に係る職務の委任等に関する規則第2条に基づき、その職務を教育部長に委任することとしております。

木島教育長 次に、本日の案件に移りますが、まずは非公開とする案件についてお諮りします。

2ページの議事運営要領を御覧ください。本日の案件は人事に関する案件ですので非公開にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議なしと認め、本日の案件は非公開といたします。

(議案第46号「座間市教育委員会職員の人事について」は非公開)

木島教育長 本日の案件は以上です。

その他、会議の中で取り上げたいことはございますか。

木島教育長 よろしいでしょうか。

それでは、次回の定例会は令和5年10月18日（水）午前9時30分から教育委員会室で開催いたします。

以上で座間市教育委員会臨時会を閉じさせていただきます。